

印鑑登録申請手続きの誤った事務取扱について（経過）

1 日時

令和6年2月22日（木） 税務住民課窓口

2 概要

本来登録できる「氏（苗字）」と「名」のそれぞれの文字の一部を組み合わせた印鑑を印鑑登録できない印鑑であると誤った認識をしていた為、町民A氏に対し間違った説明を行い、町民A氏が保有する別の「苗字」のみの印鑑で印鑑登録を行った。

例	氏（苗字）		名	
	福	智	太	郎
番号	①	②	③	④
使用する字の組み合わせ	福智	太郎	福太	智郎
条例	可	可	可	不可
職員認識	可	可	不可	不可

3 経過

- ① 令和6年2月22日、町民A氏から、「苗字」と「名」の一部を組み合わせた③の印鑑の印鑑登録申請があった。対応した職員Bは、「苗字」と「名」の一部を組み合わせた③の印鑑は印鑑登録できない。①の「苗字」だけや②の「名」だけの印鑑でなら登録できると説明した。町民A氏は自宅に保管する①の「苗字」だけの印鑑を取りに帰り再度印鑑登録申請を行い登録した。
- ② 後日、町民A氏が来庁し、町民A氏の父である町民C氏の印鑑登録が③の「苗字」と「名」の一部を組み合わせた印鑑で登録できているため、登録できていることの説明を求め、対応した職員Bは、役場としては認められないものであるため、職員の手違いで発行した町民C氏の印鑑証明書を破棄して、再度登録を行う必要がある。また、既に提出している捺印書類や印鑑証明書を差替えるよう説明し、職員Bは他の係員に確認したところ③④の「苗字」と「名」の一部を組み合わせた印鑑は登録できないと共通の認識であったため、再度、登録できないと説明した。また、提出された証明書を差し替えする必要があるか確認するため、少しお時間をいただきたいと述べ、町民A氏は翌日来庁するとして立ち去った。
- ③ 職員Bは課長等と条例等の規定や他市町村に確認を行い、印鑑登録に使用できる印鑑の判断はあくまでも登録する自治体の判断によるものであるが、多くの自治体が③の「苗字」と「名」の一部を組み合わせた印鑑での登録を認めていることから、町民の利便性等を考慮し、福智町においても登録できる印鑑として取り扱うべきであった（④の末尾の組合せは不可）として、町民A氏に対し、福智町の認識誤りであったと謝罪し、再発防止に向け、各職員が規定を熟読し、印鑑登録に使用できる印鑑の事例を係内で共有・周知し、認識を改めることを説明した。

4 今後の対応

この件に関し、広報誌並びにホームページに謝罪文を掲載するとともに、印鑑登録に使用できる印鑑の種類などの表を作成し再発防止に向け職員教育を徹底する。